

## 報告

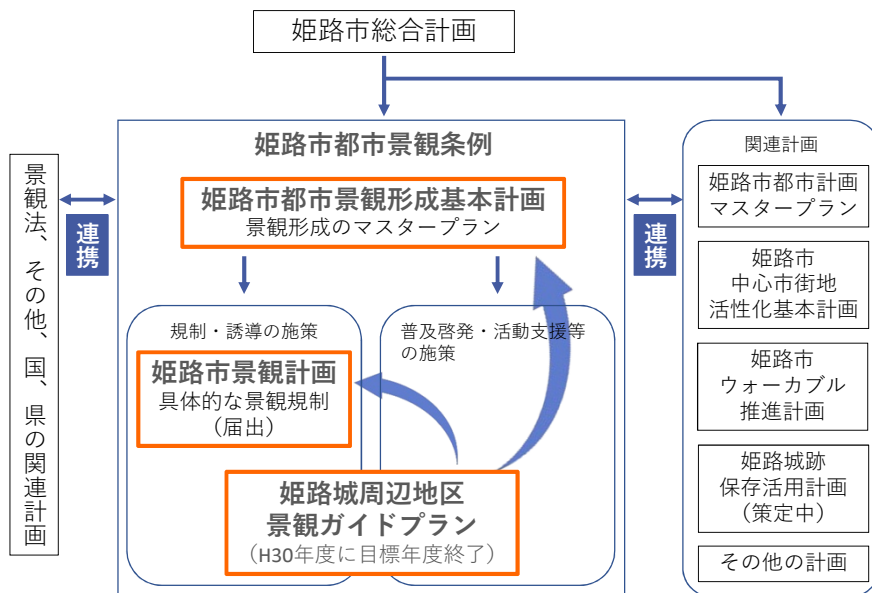
## 景観関連計画の改定方針について

(姫路城周辺地区景観検討専門部会での検討の経過報告)

令和5年2月9日  
まちづくり指導課 都市景観指導室

1

## 景観関連計画 見直しの背景



2

## 景観関連計画 改定の視点

- ・ 上位計画との整合（姫路市総合計画）  
 関連計画との整合（都市計画マスタープラン、  
 中心市街地活性化基本計画、  
 ウォーカブル推進計画、  
 姫路城跡保存活用計画、 等）
- ・ 社会潮流の変化、新たな取り組み等への対応  
 （人口減少、少子高齢化、  
 SDGsの取り組み、  
 「新しい生活様式」の定着、  
 公共空間の利活用、 等）
- ・ これまでの景観形成の取り組みの見直しと景観のさらなる質  
 の向上

姫路城周辺地区景観検討専門部会を設置し検討中

3

## スケジュール

		専門部会	景観・広告物審議会	その他
R 4 年 度			7月 第1回審議会	
	8月	第1回専門部会 現状整理・課題抽出		
	1月	第2回専門部会 改定方針の作成		
R 5			2月 第3回審議会 専門部会での検討 の報告	
	4月	第3回専門部会 改定素案の修正	随時報告	
R 6			基本計画・景観計 画 改定案の審議	基本計画・景観計画 全面改定のための調査委託
				パブリック・コメント実施
R 7				基本計画・景観計画 改定

4

## 景観関連計画 改定の方向性

令和4年8月25日 第1回専門部会

[1]姫路城周辺エリアを設定する。

[2]重点的に景観形成を図る区域の記載を検討する。

[3]行為の制限に関する事項を検討する。

[4]眺望景観の保全・向上に関する記載を検討する。

専門部会で  
集中的に  
審議する項目

[5]屋外広告物に関する記載を充実させる。

[6]景観重要公共施設の整備に関する事項の記載を検討する。

専門部会で  
方向性を  
検討する項目

[7]景観重要建造物、景観重要樹木の指定に関する記載を検討する。

[8]庁内連絡調整体系の確立・強化を検討する。

[9]アクションプランの記載を検討する。

来年度以降  
検討する項目

5

## 都市景観形成基本計画 改定方針

令和5年1月13日 第2回専門部会

### 都市景観形成基本計画 目次（改定案）

序章 都市景観形成基本計画の目的と構成（略）

第1章 景観形成の目標と方針（略）

第2章 景観形成計画

1 景観構造と景観類型

2 類型別景観形成計画

(3) ゾーン景観①姫路城周辺景観形成ゾーンを削除

3 姫路城周辺の景観形成（新規） → 「姫路城周辺エリア」の設定

改定の方向性  
[1]～[4]

第3章 景観形成の推進方策

1 基本的な考え方

2 施策の展開

(3) 行政による先導的な景観形成

②広告物の景観形成（新規）

③公共事業による景観形成（改定）

④景観重要公共施設の指定（新規）

改定の方向性  
[5][6]

6

## 都市景観形成基本計画 改定方針

## [1]姫路城周辺エリアの設定

第2回専門部会

## 第2章 景観形成計画

## 3 姫路城周辺の景観形成

## (1)特性と課題

- ・ 姫路城を中心とするエリアは、世界文化遺産姫路城をはじめ、歴史的な町並み、丘陵や河川、道路、公園、住宅地、商業業務地など、多様な景観特性を有している。
- ・ いわば本市の顔というべき地区であり、景観形成の上で極めて重要な役割を担っていると同時に、日本が世界に発信する歴史・文化の象徴的な地区である。
- ・ しかし、大規模高層マンションの建築等都市化の進展により、姫路城を望む優れた眺望景観は失われつつあり、歴史的町並みを形成する建築物も老朽化に伴う建て替えが進んでいる。
- ・ そのため、姫路城とその周辺の地区を景観上のひとつのまとまりとして、眺望景観、都市軸景観、市街地景観、拠点地景観などの総合的な観点から、重点的に景観形成に取り組むことが望まれる。

7

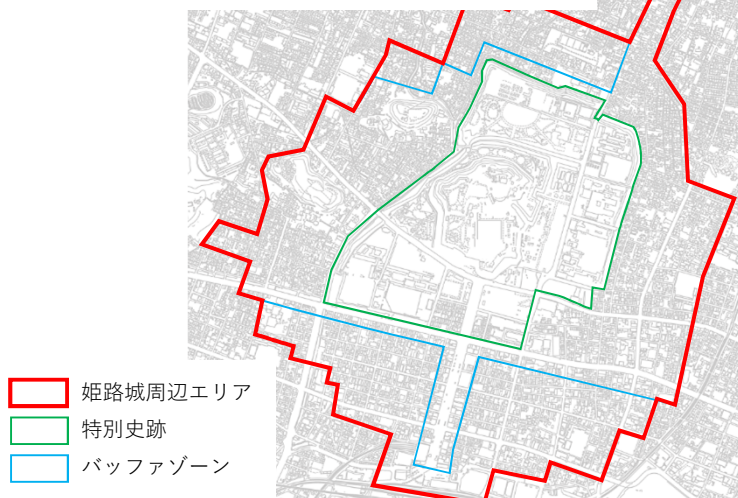
## 都市景観形成基本計画 改定方針

## [1]姫路城周辺エリアの設定

第2回専門部会

## (2)対象区域 = ガイドプランの区域

「特別史跡姫路城跡保存活用計画」  
(策定中) の区域と合わせる。



8

## 都市景観形成基本計画 改定方針

[2]重点的に景観形成を図る区域の検討

第2回専門部会

[3]行為の制限に関する事項の検討

[4]眺望景観の保全・向上に関する記載の検討

## (4)景観形成の方策

- ①歴史的町並みの保全・修景
- ②眺望景観の保全・向上
- ③自然環境の保全・創出
- ④快適な歩行空間の創出
- ⑤魅力ある商業業務地の形成
- ⑥市民の主体的な景観まちづくりの支援
- ⑦観光・レクリエーションの促進

9

## 都市景観形成基本計画 改定方針

[5]屋外広告物に関する記載の充実

第2回専門部会

## 第3章 景観形成の推進方策

## 2 施策の展開

## (3)行政による先導的な景観形成

## ②広告物の景観形成（新設）

## 1 基本的事項

屋外広告物は景観形成上重要な要素であり、表示・設置に関する行為の制限を定める。

## 2 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

市内全域で、姫路市屋外広告物条例により規制・誘導を行い、周囲の環境に調和したものとする。重点地区では、各地域の景観特性と調和のとれたものとする。

## 3 屋内から屋外に向けて表示する広告物の設置に関する事項

窓の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物も屋外広告物と同様の効果・目的を有しているため、屋外と屋内の広告物を一体的に規制・誘導し、より良い広告景観の形成を目指す。

→ 具体的な規制方法は今後検討

10

## 都市景観形成基本計画 改定方針

## [6]景観重要公共施設の整備に関する検討

第2回専門部会

## 第3章 景観形成の推進方策

## 2 施策の展開

## (3)行政による先導的な景観形成

## ③公共事業による景観形成（改定）

公共施設は本市の景観を構成する重要な要素のひとつであり、都市景観の形成に大きな栄光を与えるとともに、地域の顔としての先導的な役割が期待される。

公共施設の整備・管理は、それぞれの地域特性に配慮しながら、重点的に景観形成を図ることが重要。

公共施設の使い方が多様化し、計画・設計・維持管理を多様な主体が担う近年の動向をふまえ、より柔軟で活発な利用を可能にし、地域のシンボルとして愛着を持たれるパブリックスペースとなるための仕組みを検討する。

11

## 都市景観形成基本計画 改定方針

## [6]景観重要公共施設の整備に関する検討

第2回専門部会

## 第3章 景観形成の推進方策

## 2 施策の展開

## (3)行政による先導的な景観形成

## ④景観重要公共施設の指定（新設）

良好な景観形成のために重要なものについては、施設管理者の同意の上、景観重要公共施設に指定し、整備に関する事項や占用等の許可基準を定め、先導的な景観形成を進める。

## ○指定基準

- ・姫路市の景観を特徴づける良好な景観の主要な構成要素となっている
- ・重点地区の景観の主要な構成要素となっている
- ・主要な眺望点となっている

12

## 都市景観形成基本計画 改定方針

専門部会でのご意見

[1]姫路城周辺エリアの区域設定について

- ・区域の境界付近で生じる問題を洗い出した上で、区域を検討すべき。
- ・特に2号線以南において、高層の建物が建つ可能性があり、眺望景観も含めて、どのような景観を目指すのか検討が必要である。

[4]眺望景観の保全・向上について

- ・眺望景観は論点がたくさんあるので、論点を洗い出し、整理すべき。

[5]広告物について

- ・デジタルサイネージや、内貼り広告物、窓面より奥に設置するものの取り扱いなど、多くの課題を検討する必要がある。

○その他

- ・重点地区の新規指定・広告物の規制強化により業務量が増えるが、事務局は対応できるのか。
- ・都市景観重要建築物等の仕組みはどのように活用していくのか。
- ・姫路城周辺や重点地区では無電柱化を推進すべき。
- ・夜間景観の記述を入れてはどうか。
- ・市民への啓発のため、積極的に外部に発信活動をするよ。